

平成24年第2回臨時会

津別町議会会議録

平成 24 年第 2 回 津別町議会臨時会会議録

招 集 日 平成 24 年 5 月 21 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 24 年 5 月 25 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 24 年 5 月 25 日 午後 2 時 15 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	乃 村 吉 春	○	○	6	白 馬 康 進	○	○
2	谷 川 忠 雄	○	○	7	藤 原 英 男	○	○
3	茂呂竹 裕 子	○	○	8	山 内 彬	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	鳥 本 英 樹	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	幾世橋良三	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	佐藤 正敏	○	教 育 長	阿部 博道	○
総 務 課 長	林 伸行	○	生涯学習課長	房田 敏彦	○
総 務 課 主 幹	竹俣 信行	○	生涯学習課参事	伊藤 同	○
総 務 課 主 幹	松橋 正樹	○	学校給食センター主幹	成田 信雄	○
住民企画課長	鷓田 憲治	○	農業委員会事務局長	深田 知明	○
住民企画課主幹	横山 智	○	農業委員会事務局次長	川口 昌志	○
住民企画課主幹	伊藤 泰広	○	選 管 局 長	林 伸行	○
住民企画課主幹	齋藤 昭一	○	選 管 次 長	松橋 正樹	○
保健福祉課長	山田 英孝	○	監査委員事務局長	小野寺祥裕	○
保健福祉課主幹	石川 篤	○			
特 養 園 長	徳田 博一	○			
特 養 主 幹	清野 敏幸	○			
産業振興課長	深田 知明	○			
産業振興課参事	石橋 吉伸	○			
産業振興課主幹	川口 昌志	○			
建 設 課 長	江草 智行	○			
建 設 課 主 幹	今野 茂幸	○			
会 計 管 理 者	長良 英俊	○			
総務課庶務担当主査	近野 幸彦	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	小野寺祥裕	○	事 務 局 主 任	小西美和子	×
事 務 局 主 査	小泉 政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	9番 篠原眞稚子 1番 乃村 吉春
2			会期の決定	5月25日 1日間
3			諸般の報告	
4			行政報告並びに提案理由の説明	
5	同意	1	固定資産評価員の選任について	
6	承認	1	専決処分の承認を求めることについて (平成23年度津別町一般会計補正予算 (第7号)について)	
7	〃	2	専決処分の承認を求めることについて (平成23年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について)	
8	〃	3	専決処分の承認を求めることについて (平成23年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について)	
9	〃	4	専決処分の承認を求めることについて (平成23年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について)	
10	〃	5	専決処分の承認を求めることについて (平成23年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算(第5号)について)	
11	〃	6	専決処分の承認を求めることについて (平成23年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第5号)について)	
12	議案	27	津別町税条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	28	津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
14	〃	29	津別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	30	契約の締結について（中央監視装置機器更新工事）	
16	〃	31	財産の処分について（町有林立木）	
17	〃	32	平成24年度津別町一般会計補正予算（第1号）について	
18	報告	4	例月出納検査の報告について（平成23年度2月分、3月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまより平成 24 年第 2 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において

9 番 篠原真稚子さん 1 番 乃村吉春君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（小野寺祥裕君） おはようございます。これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告並びに提案理由の説明

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告並びに提案理由の説明を行います。

町長から行政報告並びに提案理由の説明に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 おはようございます。本日ここに第2回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第1回定例議会後の行政報告と本日付議いたしております13件の議件につきまして、提案の概要をご説明申し上げます。

はじめに、紺綬褒章の受章についてであります。丸玉産業株式会社様が、本町への多額な寄附により、平成24年2月29日付で、日本国天皇より紺綬褒章を受けられましたので、4月10日に褒状の伝達式を行ったところであります。丸玉産業株式会社様からは平成20年度より、丸玉産業森づくり基金として多額の寄附をいただいております。多年のご厚志に改めて感謝を申し上げます。

次に、寄附についてであります。3月26日、株式会社工藤工務店代表取締役 工

藤保男様より創業 30 年を記念し、子どもたちのために役立ててほしいと、30 万円のご寄附をいただいたところであります。ご厚志に深く感謝申し上げますとともに、ご趣旨に沿って有益に使用させていただく所存であります。

次に、寄贈についてであります。5 月 10 日、つべつかわら版福祉基金代表 大東勲様より、マタニティマークがついたコットンバック 100 個のご寄贈をいただいたところであります。マタニティマークは厚生労働省が「妊婦にやさしい環境づくり」を推進するため制定したマークで、未来のお母さんと赤ちゃんをみんなの優しさでサポートしていこうというものです。ご厚志に深く感謝申し上げ、母子手帳の交付の際にお渡しすることといたします。

次に、全日本リコーダーコンテストの結果についてであります。3 月 25 日に東京都で開催されました「第 33 回全日本リコーダーコンテスト」において、中学校合奏の部に出場した活汲小中学校の児童・生徒（小学生 6 人・中学生 6 人）と、一般の部に初出場した活汲小中学校のOBを含む「R・E・C ^{ステッラ} ☆ つべつ」（5 人）については、いずれも銀賞を受賞しました。両チームとも全国大会への出場は日頃の努力が実を結んだ結果であり、今後のさらなる活躍を期待するものであります。

次に、第 15 回木材活用コンクール（日本木材青壮年団体連合会主催）についてであります。札幌市の株式会社アトリエアクが設計した津別町多目的活動センター「さんさん館」が、3 月 28 日、最優秀賞の農林水産大臣賞を受賞いたしました。このコンクールは、木材の新しい用途の開発や需要の拡大に貢献し、木材の利用を通じて豊かな暮らしや社会の実現を目指したものを表彰するもので、林野庁、国土交通省のほか（社）日本建築家協会、（社）日本建築学会などの後援を受け実施されているものです。今回は、全国から 232 点の応募があった中での最優秀賞で、道内の建築物で最優秀賞を受賞したのは初めてであります。こうした賞をバネに今後におきましても公共施設の木造化・木質化を積極的に推進してまいります。

次に、津別消防団の分団統合に伴う組織の再編についてであります。津別消防団第 4 分団（相生分団）は、昭和 5 年に私設相生消防組結成以来 82 年の永きにわたり地域とともに活動してきたところでありましたが、近年地域住民の減少、さらには高齢化に伴い、消防団員の担い手が不足し、特に地域での団員増加が見込めない中、分団

を今後も持続することは難しく、体制強化を図るため本年3月31日をもって第4分団を解散し、4月1日より第3分団（本岐分団）と統合いたしました。このことにより、今後相生地区の火災出動につきましては、本岐分団車両と旧相生分団車両による出動体制となりました。

次に、第2次機構改革についてであります。職員の大量退職や定員管理計画に基づく職員の削減等に対応すべく、平成20年度に係の統合をメインとした第1次機構改革を実施し、係制からグループ制への転換を図ってきました。第2次機構改革は、当初計画より2年遅れとなりましたが延べ33回の検討の結果を経て、4月から12課18グループでスタートしたところです。しかしながら、時代の潮流は一層流れを速めており、将来を予知した組織・機構を的確に掴みとることは極めて困難であり、時を経て第3次機構改革の必要性をも念頭に引き続き改革に取り組んでまいります。

次に、認知症高齢者の事故を防ぐメール配信システムについてであります。認知症による徘徊で行方不明となる高齢者の事故を防ぐため、メール配信システムに登録された方の携帯電話等に行方不明者の情報を提供し、早期発見につなげるシステムの運用を4月から開始しました。5月15日現在、187名の町民と協力団体が登録しており、今後も登録者数を増やしながら認知症高齢者やその家族を支援する地域づくりを進めてまいります。また、このシステムを利用して防災情報やイベント情報、ヒグマ情報など、町民の方への情報提供の一つの手段としての活用も検討してまいります。

次に、交通安全推進運動についてであります。4月10日、生活改善センターにおいて、事業所や自治会関係者など町内全域から多くの方々の参加を得て、交通安全推進町民大会を開催いたしました。この大会において、目標を1000日（達成日平成24年12月14日）と定めた交通事故死「ゼロ日運動」を確認するとともに、各団体代表者による悲惨な交通事故を撲滅する決意表明が行われました。目標達成に向け、関係機関はもとより町民の皆さんとともに運動を展開し、交通事故のない明るいまちづくりに努めてまいります。

次に、北海道議会食と観光対策特別委員会意見交換会についてであります。北海道議会食と観光対策特別委員会（岩本剛人委員長）16名が道内調査のため4月13日に来町され、林業研修会館において津別町有機酪農研究会との意見交換会が開催された

ところであります。意見交換会では、山田照夫会長から有機酪農研究会の取り組みについての紹介が行われた後、各委員から取り組みを進めた経緯や苦勞、今後の目標や課題等の質問など約1時間の意見交換が行われ、最後に同研究会の取り組みに対し、敬意と激励を受けたところであります。

次に、サンマルコ食品津別工場新築工事についてであります。4月17日、津別工場（活汲65番地）におきまして、新築工事に係る安全祈願祭が執り行われました。建築工事の概要につきましては、鉄骨造、建築面積4,580平方メートル、延床面積6,754平方メートルの規模であり、完成は平成25年5月30日と予定されているところです。工場新築に伴い、引き続き地元農産物等の利用拡大に期待するものであります。

次に、岩手県住田町への訪問についてであります。4月20日、森林・林業日本一の町づくりを目指す住田町を訪問しました。本町と同様に、東京都港区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定書」を締結した町であり、愛林の町づくりの参考になるよう訪問させていただきました。同町の素晴らしい取り組みにつきましては、8月24日に町長ほか担当職員が来町しますことから、一般公開の職員研修会を計画したいと考えておりますので、議員各位のご参加をお願いするものです。

次に、船橋・津別青少年交流協会総会についてであります。4月21日、船橋市において第7回総会が開催され、本町出身の川瀬 亨氏に代わり渡辺 賢氏が新会長に選任されたところです。引き続き、相互交流を推進し、友好を深めてまいる所存であります。なお、今年度は、これまでの活動に加え、つべつ紅葉マラソン大会への参加についても計画されていることから、これを機会に来町される多くの方々にさらに津別町の良さをアピールさせていただきたいと思っております。

次に、オホーツク圏クラブ対抗パークゴルフ大会についてであります。5月5日、津別町多目的運動公園パークゴルフ場において開催され、北見や網走をはじめとする11協会48団体、288名の方々が参加され、オホーツク管内におけるシーズン最初の大会が盛大に行われました。この大会の誘致や運営にご努力をいただきました津別町パークゴルフ協会関係者の皆様に敬意を表する次第であります。

次に、道路クリーン作戦の中止についてであります。5月12日に津別町環境衛生推進協議会との共催により予定していました町道3号線の道路クリーン作戦は、雪模

様の天候が予測されたことから、共催団体と相談の上、前日の夕方までに中止を決定したところですが、今後とも関係団体等と連携を図りながら、クリーンなまちづくりを進めてまいります。

次に、町民植樹祭についてであります。5月13日、町と網走南部森林管理署の共催により木樋町有林において、前日までの冷え込みで山肌には雪が残る寒い一日ではありましたが、町民の方々や関係者合わせて110人の参加を得て、長さ50センチほどのカラマツの苗木400本を植樹したところであります。将来の町の貴重な財産となるよう、しっかり管理してまいります。

次に、北海道再生可能エネルギー振興機構設立発起人会への参加についてであります。5月14日、札幌市において、北海道の恵まれた再生可能エネルギー資源を活かし、国内外のエネルギーを取り巻く課題解決と、関連地場産業の育成などを含めた地域経済社会の発展に寄与することを目的とした「北海道再生可能エネルギー振興機構」の設立発起人会が開催され、全道72自治体、オホーツク管内からは、津別町のほか遠軽町、佐呂間町、湧別町が参加したところです。今後は、設立総会を開催し、地域で再生可能エネルギー事業を実践するための課題整理や課題解決に向けた政策、制度づくりに向けた議論とまとめを行っていくこととしています。津別町としましても、町の特性を反映した取り組みを検討し、積極的に議論に参加してまいります。

次に、2012オホーツク「木製品」デザインコンペ金賞受賞についてであります。5月18日から20日まで開催されましたオホーツク木のフェスティバルと同時開催の2012オホーツク「木製品」デザインコンペにおいて、津別町木材工芸協同組合が出展したホタテトレイが、審査員から「ホタテの形状がよく、技術が優れている」と高い評価を得て、最高賞の金賞（オホーツク総合振興局長賞）を受賞しました。木材工芸協同組合の技術が高く評価されたことに対し、深く敬意を表するとともに、受賞のホタテトレイの商品化を期待するものであります。

次に、北海道知事の来町についてであります。5月22日に高橋はるみ知事が来町され森林セラピー体験をされました。知事は、森林資源を活用した津別町の新たな取り組みを評価され、広く国内外に紹介したいとの思いからの訪問であり、今後、北海道とも連携して森林セラピーの推進を図ってまいります。

次に、農作物の作付け進捗状況についてであります。本年は4月上旬の気温が低く雪解けが進まず春耕期の遅れが心配されましたが、4月下旬に入り気温が高い日が続き雪解けが一気に進み、玉葱、てん菜の移植作業は平年より4日から2日早く始まったところです。しかし、5月4日以降の降雨、11日の降雪により移植作業等に大幅な遅れが生じ、植付けが遅れる見込みとなっております。引き続き農作業の進捗状況を注視しながら、病害対策や農作業遅れに伴う事故防止などに関係機関と連携を密にし、適切な指導を図ってまいります。

引き続き、本日の付議々件について、提案の理由をご説明申し上げます。

同意第1号「固定資産評価員の選任について」は、地方税法第404条の規定により固定資産評価員を選任しているところですが、前任の住民生活課長の退職に伴い、4月1日付の人事異動による新任の住民企画課長を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成23年度津別町一般会計補正予算（第7号）について）」は、3月時点において未確定でありました町税をはじめとする各歳入について確定精査を行い、歳出においても各事業費等の確定による精査及び財源調整を行い、一般財源を財政調整基金、公共施設等整備基金、土地開発基金及び地域振興基金への積立てに充て、歳入歳出予算にそれぞれ1億6,993万8,000円を追加し、最終歳入歳出予算総額を54億9,570万2,000円とする補正予算を平成24年3月30日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成23年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について）」は、歳入において国民健康保険税、国・道支出金、療養給付費交付金等の額の確定精査を行い、歳出では歳入の確定に伴う関係科目の財源充当及び保険給付費の確定による補正を主なものとして歳入歳出予算からそれぞれ4,036万6,000円を減額し、最終歳入歳出予算総額を9億1,130万6,000円とする補正予算を平成24年3月30日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（平成23年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について）」は、主に後期高齢者医療保険料など収入額の確定及び事業精査による一般会計繰入金の補正などにより、歳入歳出予算からそれぞれ32万円を減額し、最終歳入歳出予算総額を7,860万9,000円とする補正予算を平成24年3月30日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（平成23年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について）」は、歳入において、国・道支出金、支払基金交付金及び繰入金等の確定による精査を行い、歳出においては保険給付費等の確定に伴う精査により、歳入歳出予算からそれぞれ2,370万3,000円を減額し、最終歳入歳出予算総額を4億2,550万9,000円とする補正予算を平成24年3月30日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（平成23年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）について）」は、歳入において、サービス収入等の確定による精査を行い、歳出では賃金、需用費等各事業費の確定により、歳入歳出予算からそれぞれ196万7,000円を減額し、最終歳入歳出予算額を2億7,592万4,000円とする補正予算を平成24年3月30日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（平成23年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について）」は、歳入において使用料及び手数料、一般会計繰入金の精査を行い、歳出においては施設の管理経費等の精査により、歳入歳出予算からそれぞれ830万3,000円を減額し、最終歳入歳出予算総額を3億8,104万2,000円とする補正予算を平成24年3月30日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

議案第27号「津別町税条例の一部を改正する条例の制定について」は、昨年12月

及び本年 3 月に改正及び公布された地方税法の改正法の内容に準じ、固定資産の負担調整措置の延長及び東日本大震災に係る特例措置の追加等を主に、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 28 号「津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、津別町国民健康保険運営協議会の答申に基づき、本年度の国民健康保険税の医療分の税率を改めるとともに、地方税法の一部改正により東日本大震災被災者関係の特例を附則に追加する必要があることから、条文の一部を改正しようとするものであります。

議案第 29 号「津別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」は、民法の一部改正に伴い、法人が未成年者又は成年被後見人の法定代理人となることができるようになったため、関係条文の一部を改正しようとするものであります。

議案第 30 号「契約の締結について」は、中央監視装置機器更新工事の請負契約として、5 月 21 日執行の指名競争入札の結果に基づき、落札者 札幌市北区北 18 条西 5 丁目 1 番 12 号、北海日立電線機販株式会社代表取締役 高松健治と契約を締結しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 31 号「財産の処分について（町有林立木）」は、平成 21 年度を始期とする第 12 次町有林施業計画におけるカラマツ人工林の主伐計画に基づき、今年度の売却計画に係る町有林立木について、5 月 16 日執行の指名競争入札に基づき、落札者 網走郡津別町字達美 148 番地 5 国安産業株式会社代表取締役 国安直子と契約を締結しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 32 号「平成 24 年度津別町一般会計補正予算（第 1 号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 718 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 46 億 5,518 万 3,000 円とするものであります。

今回の補正につきましては、改正児童手当法の施行に伴う職員手当及び扶助費の補正、認定こども園整備予定地の用地確定測量業務の補正を主なものとして、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

以下、職員手当を除く補正の主なものについて、歳出・歳入の順で申し上げます。

歳出では、民生費で児童手当等扶助費として 5,871 万円の追加、子ども手当等扶助費として 5,871 万円の減額、認定こども園整備事業として 706 万 3,000 円の追加。

歳入では、国庫支出金で 6 万円の追加、繰入金で 712 万 3,000 円の追加をするものであります。

以上、提案議件について申し上げましたので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ、行政報告並びに提案理由の説明に代える次第であります。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

◎同意第 1 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、同意第 1 号 固定資産評価員の選任についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐藤正敏君） ただいま上程になりました同意第 1 号 固定資産評価員の選任についてでありますけれども、地方税法第 404 条の規定により固定資産税を課税するにあたって、固定資産を適正に評価する評価員を各市町村に設置することになっておりますが、本町におきましては担当課長を選任させていただいております。前任の住民生活課長 鈴木悦郎が 3 月 31 日付で定年退職となりましたので、4 月 1 日付の人事異動により住民企画課長に任命をいたしました鵜田憲治を選任いたしたく、法第 404 条第 2 項の規定により議会の同意を求めようとするものであります。

同意方、よろしく願いを申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第 1 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、同意第1号は、同意することに決定しました。

◎承認第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度津別町一般会計補正予算（第7号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（横山 智君） ただいま上程となりました本年3月30日に専決いたしました承認第1号 平成23年度津別町一般会計最終補正予算についてご説明申し上げます。

専決の理由につきましては提案理由で説明したとおりであります。歳入におきましては町税、地方交付税、国・道支出金、諸収入等の確定精査を行い、歳出におきましては、各事業費の精査と財源調整を行い、主に基金への積立てに充てることとして専決処分を行ったものであります。

内容説明にあたりましては、主なものについてご説明いたします。それでは、各条項をごらんください。第1条につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ1億6,993万8,000円を追加し、最終予算の総額を54億9,570万2,000円とするものであります。

第2項の第1表及び第2条につきましては、後ほど説明させていただきます。

それでは、歳出から説明いたしますので20ページから21ページをお開きください。議会費、議会費、議会費、議会運営経費は、アカデミーでの研修に対し受講助成金があったことから財源内訳のみ補正を行いました。

総務費、総務管理費、一般管理費、電算化推進経費、19節負担金補助及び交付金の北海道自治体システム協議会負担金は、ログ管理システムの導入費及び保守管理を主なものとして事業精査により362万4,000円の減額補正を行ったものであります。

次の地域情報化経費、12節役務費、手数料は移設電柱等の減、13節委託料は事業費精査、15節工事請負費の情報通信施設復旧工事は、発生事故の減によりそれぞれ減額

補正を行ったものであります。下段の東北地方太平洋沖地震関連経費、22 ページから 23 ページをお開きください。9 節旅費は、被災地に対する緊急支援として職員等の派遣 5 名を予定していましたが 2 名の派遣となったことから 78 万 4,000 円の減額補正を行いました。次に、財政管理費の財政調整基金積立金 1,749 万 9,000 円、次の公共施設等整備基金積立金 1 億 2,000 万円は、それぞれの基金の今後の使い道を想定し、増額補正を行ったところです。次に、財産管理費、土地開発基金積立金は、第 5 次総合計画の実施計画に基づく今後の事業実施を想定し 2,000 万円の増額補正を行いました。

下段の地域振興費、24 ページから 25 ページをお開きください。町営バス運行費の給与費、町営バス維持管理経費、バス保管車庫管理経費は、町営バス運賃収入の確定により財源内訳のみ補正を行いました。次の企画総務費、人づくり・まちづくり活動支援事業は、事業費確定により 85 万 8,000 円の減額補正を行い、次の地域振興基金積立金は、今後の事業実施及び基金状況を勘案し、1 億 2,000 万円の増額補正を行いました。次に、企画振興費、ふるさと定住促進事業は、新築 8 件、中古住宅購入 1 件の実績により 210 万円の減額補正を行ったところです。

下段の徴税费、税務総務費の給与費、26 ページから 27 ページをお開きください。税務事務経費、賦課徴収費の賦課徴収事務経費は、道委託金の道税徴収費の確定により、次の戸籍住民登録費、統計調査費は、国・道の委託金及び手数料の確定により財源内訳のみ補正を行いました。

次に、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、障がい者自立支援事業経費の自立支援医療（更生医療）費給付費は、生活保護者の人工透析者の事業精査、補装具給付費及び介護給付費・訓練等給付費は、利用者の減により合計 802 万 4,000 円の減額補正を行ったところです。次の地域生活支援事業経費は、13 節委託料、20 節扶助費、それぞれの事業の精査確定により 112 万円の減額補正を行ったものです。次の重度心身障がい者医療費助成経費、28 ページから 29 ページをお開きください。20 節扶助費も精査確定により 136 万 4,000 円の減額補正を行ったものです。次に、国民健康保険事業、介護保険事業、介護サービス事業特別会計繰出金は、特別会計のそれぞれの事業精査によりまして減額補正を行ったものです。次に、老人福祉費、老人福祉扶助費等、30 ページから 31 ページをお開きください。20 節扶助費につきましては、それぞれ事業精

査により減額補正を行ったものであります。なお、火災報知器助成事業につきましては、本年度 33 世帯 36 戸の設置があり、前年度までの分と合わせますと 3 か年で 183 世帯 207 戸の設置となりました。

次に、児童福祉費、児童福祉総務費、32 ページから 33 ページをお開きください。児童福祉事務経費は、発達支援センター通所者の減により 129 万 2,000 円の減額補正を行ったものです。次の子ども手当等扶助費は、手当額の変更と事業精査により 1,113 万 8,000 円の減額補正を行ったものです。次の保育所運営経費、13 節委託料、保育所運営業務は、職員の産休に伴い 43 万 9,000 円の減額補正、緊急雇用創出推進事業は、障がい児保育補助員の配置でしたが、障がい児の転出により 48 万 4,000 円の減額補正を行ったものです。

次に、衛生費、保健衛生費、予防費、34 ページから 35 ページをお開きください。予防接種経費は、新生児等の定期予防接種者の減により 99 万 5,000 円の減額補正となったものであります。次に、環境衛生費、下水道事業特別会計繰出金は、特別会計の事業精査により減額補正を行ったものです。

次に、清掃費、塵芥処理費、一般廃棄物最終処分場管理経費、塵芥収集経費、ごみ焼却施設管理経費は、ごみの処理手数料等の確定により財源内訳のみ補正を行いました。次に、36 ページから 37 ページをお開きください。生ごみ処理経費は、搬入量の減少により堆肥化業務について 106 万 6,000 円の減額補正を行ったものです。

次に、農林業費、農業費、農業振興費、地域バイオマス利活用事業は、木質ペレット製造施設の罹災に係る賠償金及び建物共済金が確定したことから財源内訳のみ補正を行いました。

次に、下段の林業費、林業振興費、38 ページから 39 ページをお開きください。未来につなぐ森づくり推進事業は、事業者に対する国の補助金の変更に伴い町の上乗せ分が減額となったことを主な理由として 378 万 6,000 円の減額補正を行ったものです。次の公有林費、町有林整備事業、13 節委託料の保育事業は、除伐の事業量減により、一般管理業務は事業精査により、合計 113 万 2,000 円の減額補正を行ったものです。

次に、土木費、道路橋梁費、道路橋梁総務費、道路除排雪経費は、降雪量に伴い 1,013 万 8,000 円の減額補正を行ったものです。

次に、40 ページから 41 ページをお開きください。住宅費、住宅管理費の町営住宅整備事業は、移転補償対象者の移転がすべて終えれなかったことから 36 万円の減額補正を行ったものです。

次に、住宅建設費、特定公共賃貸住宅建設整備事業は、事業確定により 2,708 万 9,000 円の減額補正を行ったものです。

次に、教育費、教育総務費、事務局費、就園奨励費は、42 ページから 43 ページをお開きください。対象者の所得区分変更により 25 万 2,000 円の減額補正を行ったものがあります。次に、津別高校振興対策事業、バス通学費補助は、北見市からの通学者の減少により 135 万円の減額補正を行ったものです。

次に、中学校費、教育振興費の教材備品等購入経費、就学援助費、その他中学校教育振興経費の各事業は、国・道の補助金確定により財源内訳のみ補正を行いました。

次に、社会教育費、社会教育振興費、放課後児童クラブ経費の 7 節賃金は、精査確定により 28 万 4,000 円。44 ページから 45 ページをお開きください。放課後子ども教室経費、7 節賃金は、活汲の専任指導員の退職に伴い 81 万円の減額補正を行いました。次の会館管理費の公民館管理経費、生活改善センター管理経費、食品加工研修センター管理経費の各事業は、施設管理業務の事業精査としてそれぞれ減額補正を行ったものであります。

次の保健体育費、体育施設費の各事業につきましても、各施設の使用料、電話料等の確定により財源内訳のみ補正を行いました。

それでは、歳入にお戻りください。4 ページをお開き願います。町税につきましても、歳入精査により 1,296 万 5,000 円の増額補正を行ったものです。

次に、地方譲与税につきましても、額の確定により 493 万 2,000 円の増額補正を行ったものです。

次に、6 ページから 7 ページをお開きください。地方消費税交付金は、額の確定により 301 万 8,000 円の増額補正を行ったものです。地方交付税、特別交付税は、額の確定により 1 億 1,096 万 8,000 円の増額補正を行ったものです。

次に、分担金及び負担金は、額の確定により 110 万 7,000 円の増額補正を行ったものですが、分担金、総務費分担金、移動通信用鉄塔施設整備事業事業者分担金につい

ては、東岡、沼沢の2地区分として増額補正を行ったものです。

次に、8ページから9ページをお開きください。使用料及び手数料は45万9,000円の増額補正を行ったものですが、使用料、土木使用料、町営住宅使用料は、まちなか団地の入居に伴い43万8,000円の増額補正。特定公共賃貸住宅使用料は、移動に伴う未入居期間の増により22万3,000円の減額補正を行ったものです。

次に、手数料、10ページから11ページをお開きください。衛生手数料、ごみ処理手数料は、ごみ袋取扱い数量の増を主なものとして69万5,000円の増額補正を行ったものです。

次の国庫支出金については、事業の確定及び精査により1,362万2,000円の減額補正を行ったものですが、国庫補助金、民生費国庫補助金、下段の子育て支援交付金は、上段の次世代育成支援対策交付金から事業名称等が変更となったものであります。次に、土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金は、町営住宅整備事業、特定公共賃貸住宅建設整備事業、まちなか団地建設整備事業の確定精査により315万8,000円の減額補正を行ったものです。

12ページから13ページをお開きください。道支出金については事業の確定により149万4,000円の減額補正を行ったものですが、道負担金、総務費道負担金、災害救助費負担金は、東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法第35条による求償額として98万4,000円の増額補正を行ったものであります。

次に、道補助金、民生費道補助金、障がい者自立支援対策推進事業は、利用施設の増により137万4,000円の増額補正。14ページから15ページをお開きください。労働費道補助金、緊急雇用創出推進事業は、実施した7事業の事業費確定により65万7,000円の減額補正、農林業費道補助金、未来につなぐ森づくり推進事業は、次の森林環境保全整備事業の町有林の造林等に対する国の補助金額の変更に伴い362万2,000円の増額となったことから、町費上乗せ分の歳出減に伴い341万2,000円の減額補正、次の森林情報緊急整備事業は、歳出における森林情報整備事業が補助対象事業となったことから134万6,000円の増額補正を行ったものであります。次に、教育費道補助金、放課後子どもプラン推進事業は、確定精査により101万2,000円の減額補正を行いました。次の道委託金、総務費道委託金、道税徴収費は、個人道民税の徴収取扱い件数

の増により 74 万 3,000 円の増額補正を行いました。

下段の財産収入は、歳入の確定により 155 万 4,000 円の増額補正を行ったものですが、財産運用収入、財産貸付収入、建物等貸付料は、光ファイバー施設の利用戸数増を主な理由に 109 万 9,000 円の増額補正。16 ページから 17 ページをお開きください。利子及び配当金の北見広域森林組合配当金は、出資金に対し配当があったことから 30 万円の増額補正、次の財産売払収入、動産売払収入、オフセット・クレジット売払収入はCO₂削減量の増加により増額。物品売払収入、車両売払収入は、町営バスの売払によりそれぞれ増額補正を行ったものであります。

次の寄附金、寄附金、一般寄附金は、柏町、松田槇造様、旭町、株式会社工藤工務店様からの寄附金、合計 60 万円の増額補正を行ったものです。

次の繰入金は、事業の確定により 86 万 3,000 円の増額補正を行ったものですが、基金繰入金の代替輸送確保対策事業基金繰入金は、事業精査により 137 万 5,000 円の増額補正。地域振興基金繰入金は、事業完了により人づくり・まちづくり活動支援事業分 85 万 8,000 円の減額、ふるさと定住促進事業分 96 万 9,000 円の増額により計 11 万 1,000 円の増額補正。福祉基金繰入金は、敬老に係る経費、老人福祉扶助費等、介護サービス支援事業、要援護高齢者等支援事業の事業完了に伴い 62 万 3,000 円の減額補正を行ったものです。

次の諸収入は、5,261 万 2,000 円の増額補正を行いました。雑入、弁償金は、木質ペレット製造施設罹災賠償金 287 万 7,000 円を主なものとして、下段の雑入、18 ページから 19 ページをお開きください。中段記載の建物共済金 4,553 万 6,000 円には、木質ペレット製造施設罹災の共済金 4,550 万 2,000 円が含まれております。

次の町債、町債は、事業の確定精査によりそれぞれ減額補正を行ったものであります。

それでは、条文にお戻りください。第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま歳入歳出で説明いたしました内容をそれぞれ補正し、第 1 条の条項どおりにするものであります。

第 2 条第 2 表地方債補正につきましては 3 件の事業の補正を行い、補正後の限度額を 6 億 135 万 9,000 円としたものです。

以上、説明いたしましたので、よろしくご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8番、山内議員。

○8番（山内 彬君） 41 ページの特定公共賃貸住宅の整備事業について町長にちょっとお伺いをしたいと思います。緑町と新町に建設したわけですが、緑町の外壁の色について町長はどういうふうに感じているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 色についてでありますけれども、委員会の中でも谷川議員さんからもお話がございましたけれども、委員会の中にこういう色になりますということでお見せをいたしました。確かに若干プリントする色と実際の色というのは相違があるというのはこれまでもそうですし、あるいは小さなサンプルを大きく実際の建物としてなった場合、色の違いというのは目で見ただけと相当違ってくる部分もありますけれども、でき上がってきてイメージとしてはちょっと赤過ぎたかなという感じもないこともないというふうには感じますけれども、今後できるだけ想定した色に近いようなことになっていくように今後建設するにあたっては、そのようなことで進めていきたいなというふうに考えているところです。

現場の中でも、いろいろ多分お話し合い等々もあったのでしようけれども、それらについて話が業者あるいは建築者、それから発注した側と意見の中で違いがあれば私のほうにも相談といいますか協議をしながら進めてまいりたいというふうに思いますので、これからあれを壊す、どうこうということにはなりませんけれども、決して何というのですか、人によってはどう言ったらいいのですか、ちょっと違和感を感じる人もいますかと思いますが、また別な方にとっては、あれはあれで明るい町になっているのではないかというご意見もあろうかと思いますが、それらも含めて今後について一つの参考としながら進めていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 誰が見ても公共施設の住宅の色としては多分 100 人近い人が、

あれはいい色というふうなことにはならないのではないかと。私が旭町の団地、それからさんさん館、いろいろ何回か質問させていただいておりますけれども、黒色から一転真っ赤になったと。これは最終的にこういう経過があるとしたら、やはり町長は十分それあたり次はどうなるのだと、そういうことを配慮しながら、やはり色についても十分検討するのが筋ではないかと。あの赤になった経過について、どういうふうになったかわかりませんが、どういう経過であの色を選定したのかお伺いしたいと。今度また違う公共施設が建ったら、また奇抜な色になるかもしれませんけれども、やはり公の施設というのは、それなりの色に配慮すべきでないかと。いいと言う人も 100 の中に何人かいるかもしれませんけれども、そういう話にはならないのではないかと。そういうことで、先ほど配られた住民満足度の住民の意見からしても、相当なそういう意見が出されているのではないかと、そういうふうには判断されますので、その点あわせてお聞きをしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今のお話で、誰が見ても多分ということなのですが、これは実際に皆さんからご意見を直接伺ったわけではありませんし、全部の方に調査をしたわけではありませんけれども、こういうものというのは、えてしてやはり主観的な部分が入ってまいります。それはできるだけそういうことも例として頭に入れながら対応してまいりたいというふうには考えています。今、お話の中にもさんさん館の部分にも入ってきたかと思えますけれども、これも色の問題で議論がいろいろあったところです。満足度調査、皆さんのお手元にもお配りしたわけでございますけれども、いけば昨年の秋に実施して、その後また非常に評価を受けて今の行政報告でもお話ししましたように、外から見ると非常に素晴らしいものというふうな、視点が変わると見方がまるで変わってしまうものですから、これは人間ですから、そういうことというのは当然あるかというふうに思いますが、一定の評価をされたということは、外から見て、これは決して悪いことではありませぬので、そういうことでまたこの町に来る人に建てたものについてのご批評をいただきながら、次に建てる上での参考にしてまいりたいというふうには思います。また、それから、これから色の問題は特にこれから総合計画に基づいて、看板の製作だとか案内板、町の。そういったことも

入っておりますし、これから建物も順次建てていく予定をしていますし、それから大きくいえばこども園のこともございます。さまざまなことがありますので、それらをトータルで上から見ていくと、どんなふうな色合いになっていくかと。どんなちりばめ方になっていくかということも十分お話をしながら進めていきたいというふうに思いますし、またそういうことで特に色にこだわって建物をつくっている自治体もこの管内でもございますので、そういった所も参考とさせていただきながら条例づくりになっていくかどうかちょっとあれですけれども、検討を加えながら全体のまちづくりを進めて参りたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（江草智行君） 私のほうからは、色になった経過について説明をさせていただきたいと思います。まず、色につきましては所管の委員会に色の見本、A3サイズで見本を出しまして、その中での決めるということをまず考えておりましたので、まず所管委員会に出させていただきました。所管委員会には見本として二通りの見本を出させていただきましたけれども、それに対するご意見は、その委員会ではございませんでした。それで、担当としましては、どちらかの色に決めなければならないということですので、特公賃につきましては、特に若い世代が入るという想定をしていましたので、若い人たちの意見を聞こうということを考えまして若い人の代表、町の人も集めるということもありますけれども、そこまでの時間がないということで、まず庁舎内の若い職員に集まっていただきまして、その中で見本を見せてどれがいいのかというような検討をいたしました。若い人たちの意見を聞いたところ、こちらがいいという形で赤いほうの見本のものを採用するというふうに至ったのが経過でございます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 1回ああいうふうに色を塗るということは、塗り替えというのは無理だというふうに思います。なぜ言うかということ、我々は会うたびに議会は何をやっているのだと、そういう声が多いものですから、我々もそれなりの責任があると。担当とか町長の好き嫌いで色を決めていくというのは、やはり町全体として、そ

ういう公の建物をつくることからすると、やはりどれがいいのかと、そういうものを十分に今後やるにあたっては検討していただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私の好き嫌いでやっているわけではありませんで、個人的には皆さんそれぞれ好きな色だとか、こういうものというのは当然お持ちだというふうに、服にしても何にしても好きな系統だとかいろいろあるかと思えますけれども、これはやはり一つの手順を踏んでこういうふうにやってきました。委員会でもご相談させていただきながら進めてきたところでございます。ただ、現実に行くと大きな建物になっていくと、例えば服も生地を見てつくるわけですが、実際にでき上がるとイメージがちょっと違ってみたりとか、そういうことというのはあるかというふうに思います。それがどこまで範囲として許容できるかどうかという問題もあるかと思えますけれども、色々これから懇談会等もまた毎年ありますので、どんなふうな感覚をまたお持ちなのか、そして逆にどんな色を皆さん好まれるのか、公共住宅だとかいろんなもので。これは言う、またきっと僕はそうは思わないとか、私はこの色のほうがいいのかといろいろ出てくるかと思えますけれども、それは統合してこの辺だなというふうに考えていくのは私どものまた仕事になるのかなというふうに思いますので、十分また皆さんとも協議を進めながら、進めてまいりたいというふうに思いますし、その時に、是非これでいこうということで決まれば、それで是非ご賛同いただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 今山内議員が言った話のちょっと関連に、ちょっと課長の説明ではちょっと不足かなという形で、委員会でもいろいろ論議はしたのですが、委員会に相談して何もなかったということで、確かに我々は相談受けて、提示の色は結局黄土色というか、そういうふうな見目で違和感のない色だったというふうなことを逆に言うとちょっと補足をして言ってもらわないと、何か委員会でいかにもあれをゴーサイン出したような感じを受けると思うので、ちょっと説明としては舌足らず

ではないのかなというふうなことが感じますので、その辺委員会で私も大分申し上げましたけれども、ちょっと課長の話では納得しかねるなということで、もうちょっと補足をお願いしたいというふうに思います。

それともう一つ、17 ページの広域森林組合の配当金の関係ですけれども、配当金がたくさん去年もあったと思いますけれども、返ってくるということは業績も好調なんだなというふうなことで理解をしていますけれども、出資金に対する配当額、配当比率といえますか、何パーセントぐらいなのか。出資金は、大した大きい金額ではないと思いますけれども、出資金の額と配当の率、それとあわせて広域組合の年間事業費といえますか、10 億前後かなというふうに思うのですけれども、そういうものについて、お話をいただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（江草智行君） 谷川議員おっしゃるとおり舌足らずで大変申し訳なく思います。もう少し付け加えさせていただきます。確かに今2点見本を見せました。1点はどちらかという落ち着いた色のもの、もう1点が今の赤い系統のものというふうになっております。その赤というのが実際には先ほど町長が言いましたとおりに、かなり見本と現実とは違っているというふうな私としては感じも持っていますが、見本としてはやはり落ち着いた、どちらかというワイン色に近いような赤というふうな感じのでき上がりになっておりました。その関係で、委員のほうとしてはこの程度の落ち着いたものならいいのじゃないかなという判断で、あの場では意見をおっしゃらずにうんうんと言ってくれたのかなというふうには考えております。ただ、実際にでき上がりましたらかなり赤い色が目立つということになっております。私たち自身としてもちょっと実態とは違うかなというふうには思っておりますが、ただ、色の指定というものはありまして、何々の色ということできちっと町のほうで指定しているということもあります。そういう点からもあの色でさせていただいたという経過がありますのでご報告申し上げます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（川口昌志君） ただいまお尋ねのありました17 ページ、広域森林

組合の配当金の関係でございます。今回 30 万円の配当ということでございますが、過去さかのぼりますと 19 年には 60 万という形がありましたけれども、平成 20 年から今回の 23 年度までが 30 万円ということで同額の配当でございます。ちなみに、出資口数につきましては 2 万口 1,000 万円。払い込みの出資金に対する配当ということで今回は 3%ということになってございます。

それとお尋ねのありました広域森林組合の年間事業費の関係ですけれども、ちょっと手元に資料がございませんので後ほどお答えしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 2 番、谷川忠雄君。

○2 番（谷川忠雄君） 建設課長の話で、まあまあ大枠は了解いたしますけれども、いろいろな意味で、いろいろ指摘や何かしたことについては、その辺を参酌してなるべく結局町民にいろいろ不評を講じないような、そんなことを常日頃、こればかりではないですけれども、そういうことを留意して執行にあたっていただきたいというふうに思います。

森林組合の関係についてはわかりました。後で参考として事業費等については、聞かせていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

7 番、藤原英男君。

○7 番（藤原英男君） ちょっと 1 点お伺いをしたいのですが、専決処分の 2 枚目ですか、総額 23 年度一般会計補正予算（7 号）ですけれども、町長の行政報告の中では、1 億 6,993 万 8,000 円を追加をすることになってはいますが、この予算の中では 1 億 7,068 万 9,000 円の追加となっているのですが、総額も歳出歳入総額も変わるのですが、ちょっとどっちが正しいのかなと思って。その次のページの一覧表になっているところの総額を見ますと、町長の言っていた数字になっているのです。もしかしたら表の表紙が間違っているのか、ちょっとその辺確認したいと思います。普通いつも同じですよ。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 32 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（小野寺祥裕君） ただいま休憩の中で議会運営委員会を開催させていただいております。

○議長（鹿中順一君） 議会運営委員会を開催いたしましたので、茂呂竹委員長より報告をお願いします。

○議会運営委員長（茂呂竹裕子さん） 一般会計の補正予算（第7号）につきましては、この鏡の部分の金額が違うということで差し替えをするということで議会運営委員会ではお話をまとめました。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 説明は…、総務課長。

○総務課長（林 伸行君） まず、はじめに、議会を混乱させて大変申し訳なく思っております。

ただいま休憩中に協議いただきましたことにつきましては、なぜそうなったかということにつきましてはの経過をまずご報告申し上げたいというふうに思います。実は、従来から議案の指摘が、間違いが多いということで、その間違いを徹底的になくそうということで、1日かけて議案のチェックを今しているところであります。5月の18日に今回上程いたしました議案のチェックを行いました。その際に、今回の町税と道補助の変更があり、その分の差し替えがあったわけですが、それは職員分にはその差し替えた第1表、あるいはその条文、そちらのほうが配られてまして、それでチェックをしたということで、議員さんにつきましては、議員さんの分、それからマスコミ関係分につきましては別枠で用意していたのですけれども、その部分が差し替えられなかったということでもあります。従いまして職員に配られた分については、現

在差し替えお認めいただけましたけれども、差し替えた後の内容のものが議案として出されて、議員さんの分については、差し替え前の分がそのまま手つかずのまま整理されていなかったということで、私どものチェックの仕方に非常に問題があったということで、今チェックには念を入れていますが、チェックの方法等についてさらに検討して再発防止に努めたいというふうに思っておりますので、大変申し訳ないことをおわび申し上げまして、お取り計らいよろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 今総務課長のほうから経過についてご説明申し上げました。本当に大変単純なと言いつつ、大変なミスでございます。議員の皆さん方に謝罪をさせていただきたいというぐあいに思います。

どうぞこれからもよろしくお願申し上げます。

○議長（鹿中順一君） ただ今の件についてはご了承願います。

藤原議員はよろしいですか。

（「はい」と言う声あり）

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） ただいま上程となりました承認第2号 平成23年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、さきの提案理由でも申し上げましたように、歳入において国庫支出金、療養給付費交付金、連合会支出金等の額の確定精査を行い、歳出では保険給付費の確定を主なものとする補正であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,036万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,130万6,000円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。款1の総務費につきましては、国庫支出金の確定により、いずれも財源内訳のみの補正であります。

款2保険給付費、項1療養諸費では、一般療養薬剤治療材料等の治療費であります療養給付費におきまして、一般被保険者分では2,980万5,000円、退職被保険者等で1,107万4,000円それぞれ減額をするものです。同じく、あんま、針きゅう等の療養費におきまして、一般被保険者分は財源内訳のみの補正で、退職被保険者等で43万円を減額するものです。

次の12ページ、13ページをお開き願います。審査支払手数料では、国保連への支払の確定により31万円の減額をしたものです。項2高額療養費は、自己負担限度額を超えた部分に対するものですが、一般被保険者分、退職被保険者等分、高額介護合算医療分も含めまして543万3,000円を減額とするものです。

14ページ、15ページをお開きを願います。項3の移送費では、利用実績がないとい

うことで、合わせまして7万6,000円の減額。項4出産育児諸費では10名分の支出にとどまりましたので、支払手数料も含めまして78万5,000円の減額。項5の葬祭諸費では、16ページ、17ページをお開き願います。14件の支出ということで18万円を減額するものです。

款3後期高齢者支援金は244万1,000円の減額、款6介護納付金244万1,000円の減額は、額確定に伴う補正であります。

款7共同事業拠出金についても額確定により691万円減額をするものです。

18ページ、19ページをお開き願います。款8の保険事業費につきましては、財源内訳のみの補正であります。

次の款9基金積立金では、国・道支出金など次年度に償還をする財源などで1,956万9,000円を追加をするものです。

続いて、歳入をご説明申し上げますので4ページ、5ページをごらん願います。款1国民健康保険税につきましては、一般、退職合わせまして額の確定により106万7,000円を追加をするものです。

款2国庫支出金、6ページ、7ページをお開き願います。款3の療養給付費交付金、款4前期高齢者交付金、款5道支出金、款6連合会支出金、これにつきましては、それぞれの持ち分により額確定による増減補正を行っております。7ページ中段にあります道補助金の特別財政調整交付金1,186万9,000円の増額補正につきましては、保険事業費、インフルエンザワクチンの接種費用、医療費の通知、収納率の確保などとして交付を受けております。

款8繰入金の一般会計繰入金として事務費、出産育児一時金の精査として154万円減額を行っております。項2基金繰入金では、国庫支出金など他の歳入が確定をしたことから不足分となる1,784万8,000円を国民健康保険基金繰入金として増額補正を行っております。

款10の諸収入では、延滞金、次の8ページ、9ページの雑入を合わせまして219万3,000円を追加を行っております。

それでは、第1表に戻っていただきまして、それぞれの補正額を款項ごとに整理をさせていただきますので、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） ただいま上程となりました承認第3号 平成23年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、主に後期高齢者医療保険料などの諸収入額確定などに伴う補正であります。第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ32万円を減額をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,860万9,000円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開き願います。款1総務費につきましては、旅費、需用費など事業精査により7万円減額をす

るものです。

続いて款2 後期高齢者医療広域連合納付金では、後期高齢者医療広域連合への保険料納付金の確定により14万5,000円を減額を行います。

次に、8ページ、9ページをごらん願います。款3 諸支出金では、過年度過誤納金還付金などの額確定により10万5,000円減額をするものです。項2 繰出金につきましては、広報費用充当分として収入のあった高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の額確定に伴い2,000円を減額するものであります。

続いて、歳入のご説明を申し上げます。4ページ、5ページをお開き願います。款1、項1 後期高齢者医療保険料では、額が確定をいたしましたので14万5,000円を減額をするものです。

款2 広域連合支出金、款3 の繰入金及び款5 諸収入につきましては、それぞれ額の確定により減額を行うものであります。

それでは、第1表に戻っていただきまして、それぞれ補正額を款項ごとに整理をさせていただきましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第9、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） ただいま上程となりました承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について）ご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、さきの提案理由でも申し上げましたとおり、歳入において保険料、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金及び繰入金等の額の確定により精査を行い、歳出においては保険給付費地域支援事業等の確定に伴う補正であります。

それでは、条文をごらんください。第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,370万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億2,550万9,000円とするものです。

歳出のほうからご説明申し上げますので8ページ、9ページをお開きください。款2保険給付費につきましては、総額で2,278万4,000円の減額となります。項1介護サービス等諸費は、要介護1から5に認定された方が利用した介護サービス経費ですが、目1居宅介護サービス給付費は、訪問介護や通所介護などの経費で285万7,000円の減額、特養や老健などの目2施設介護サービス給付費で1,465万6,000円の減額、目3福祉用具購入給付費経費では56万2,000円の減額、目4居宅介護住宅改修給付費では8万4,000円の減額、目5居宅介護サービス計画給付費では31万9,000円の減額になります。

10ページ、11ページをお開きください。認知症グループホーム等の目6地域密着型介護サービス給付費で157万7,000円の減額をするものです。項2介護予防サービス等諸費は、要介護認定の要支援1及び2と認定された方が利用したサービス経費ですが、目1介護予防サービス給付費では94万1,000円の減額となります。項4高額介護サービス等費では、額が確定したことにより34万円を減額するものです。項5高額医

療合算介護サービス等費では、同じく額の確定に伴い57万9,000円の減額となります。項6特定入所者介護サービス等費は、低所得者に対する施設サービス等の食費、居住費の給付分ですが86万9,000円の減額となります。

12ページ、13ページをお開きください。款3地域支援事業費につきましては、要介護状態にならないよう介護予防事業に要する経費ですが、総額で136万3,000円の減額です。項1介護予防事業費、目1介護予防特定高齢者施策事業費では、通所型介護予防教室であるミズナラ倶楽部の経費の額の確定に伴い28万6,000円の減額、目2介護予防一般高齢者施策事業では、主に転倒予防教室等の経費で事業が確定したことにより8万1,000円の減額するものです。

14ページ、15ページをお開きください。項2包括的支援・任意事業費では、事業の精査により目1介護予防ケアマネジメント事業費で5,000円、目2総合相談事業経費で2万6,000円、目4包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で1万5,000円を減額するものです。

16ページ、17ページをお開きください。目5総務事務管理経費では2万6,000円。目6任意事業費で92万4,000円は、それぞれ額確定に伴う減額です。

なお、平成23年度の介護保険サービスの利用状況などにつきましては、ただいま担当のほうで整理している途中でありますので、6月に予定しております所管の常任委員会で報告させていただく予定としております。

18ページ、19ページをお開きください。款4基金積立金では62万1,000円の追加補正となります。これは国、道支払基金の負担金が多く交付されており、平成24年度に返還する予定のため、これを準備基金に積み立てをし、6月以降の実績報告による確定後に取り崩しを行い返還するものであります。

款5公債費及び款6諸支出金では、精査により1万円と16万7,000円それぞれ減額するものです。

続いて、歳入にお戻りいただきたいと思っております。4ページ、5ページをお開きください。款1保険料では、精査により14万6,000円減額するものです。

款2手数料では介護予防事業の手数料などで35万1,000円減額するものです。

款3国庫支出金、款4支払基金交付金、款5道支出金では、給付費が確定しました

ので国庫支出金で 168 万 2,000 円、支払基金交付金で 890 万 6,000 円、道支出金で 613 万円それぞれ減額するものです。

款 7 繰入金では、項 1 の一般会計繰入金で、ルール分として整理をいたしまして、合わせて 305 万 9,000 円の減額をするものです。

6 ページ、7 ページをお開きください。項 2 の基金繰入金は、保険給付費の減額に伴い 342 万 5,000 円の減額です。

款 9 諸収入では、延滞金、雑入で合わせて 4,000 円の減額補正をするものです。

それでは、第 1 表に戻っていただきまして、今説明いたしましたそれぞれの補正額を款項ごとに整理をさせていただきましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 4 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第 5 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 5 号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

特養主幹。

○特養主幹（清野敏幸君） ただいま上程となりました専決処分第7号 平成23年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）につきまして内容のご説明を申し上げます。

専決の主な理由といたしましては、歳入におきまして、特養、デイサービス、居宅介護支援事業所におきますサービス収入及び一般会計からの繰入金の額の確定を行い、歳出におきましては、この3事業所におきます各需用費の確定に伴う精査によるものでございます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ196万7,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億7,592万4,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明申し上げますので6ページ、7ページをお開き願います。施設管理費、施設管理費、特養施設費でございますが128万1,000円の減額でございます。給与費におきましては、財源内訳のみの補正でございます。特養施設運営費におきまして賃金、消耗品費で45万円の減額するものでございます。次に特養施設管理経費におきまして83万1,000円の減額でございます。内訳といたしましては、需用費、委託料、地下タンク点検等でございます。次に、短期入所事業経費であります。財源内訳のみの補正でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。デイサービス運営経費におきまして55万円の減額でございます。内訳といたしましては、臨時職員の賃金、需用費、賄材料費を減額するものでございます。次に、デイサービス管理経費におきまして3万6,000円を減額するものでございます。

次に介護支援事業費、介護支援事業費、介護支援事業費で10万円の減額でございますが、給与費は財源内訳のみの補正でございます。居宅介護支援事業経費の旅費におきまして、10万円の減額をするものでございます。

続きまして歳入にお戻りいただきたいと思っております。4ページ、5ページをお開き願います。サービス収入、介護給付費収入、施設介護サービス収入では、特養利用料といたしまして111万1,000円の減額でございますが、当初特養の年間稼働率を94%と

して見込みましたが、実績では 91.2%と当初の見込みを下回ったことによるものであります。この稼働率が低下した要因は、入所者の平均年齢が 88 歳を超え、平均の要介護度も高く、重篤な入園者が多いため体調を崩され入院するケースが増加したことによる影響と考えております。次に、居宅介護サービス収入でございますが、全体では 133 万 1,000 円の追加でございます。節 1 短期入所介護給付利用料収入では、57 万 7,000 円、節 2 短期入所予防給付利用料収入では 13 万 8,000 円のそれぞれ追加でございますがショートステイの 1 日の平均利用者数の増加によるものと考えております。節 3 デイサービス介護給付利用料収入 109 万 1,000 円の追加でございますが、要介護認定者の利用者の増及び生活保護利用者の 1 割負担分がこの公費で見ていることから、その部分が増加の原因となっております。節 4 デイサービス予防給付利用料収入 47 万 5,000 円の減額でございますが、要支援認定者の利用が見込みより下回った結果によるものであります。次に、目 3 居宅介護サービス計画収入 309 万 9,000 円の追加でございますが、要介護認定者に係る居宅ケアプラン作成収入で 286 万 5,000 円の追加。要支援認定者に係る介護予防サービス計画作成料収入で、23 万 4,000 円の追加となっております。いずれも取扱い件数の増によるものでございます。

次に、自己負担金収入、自己負担金収入で 25 万 1,000 円の減額でございます。内訳といたしまして特養自己負担分で 39 万 5,000 円の減額、短期入所介護給付自己負担分で 19 万 7,000 円、短期入所予防給付自己負担分 12 万 2,000 円のそれぞれ追加。デイサービス介護給付自己負担分で 3 万 9,000 円、デイサービス予防給付自己負担分で 13 万 6,000 円のそれぞれで減額でございます。特養短期入所、デイサービス利用に係る 1 割負担分及び食費であり、それぞれのサービス利用料の増減に連動して補正を行うものでございますが、デイサービス介護給付自己負担分については、生活保護利用者の 1 割分を公費で収入となっていることが要因となって自己負担分について減額補正となったものであります。

次に、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 508 万 5,000 円の減額でございます。サービス収入等の歳入及び歳出における各事業の精査により特養事業繰入金 479 万 7,000 円、介護支援事業繰入金 28 万 8,000 円をそれぞれ減額するものであります。

次に、款 4 諸収入、項 1 雑入 5 万円の追加でございますが、臨時職員雇用保険料個

人負担分1万4,000円。その他として、居宅介護支援事業所が行っております町外出身者の要介護認定調査委託料及び北海道知事選挙事務経費等で3万6,000円の追加をお願いするものでございます。

それでは、条文にお戻りいただきまして、第2項の第1表につきましては、ただいまご説明申し上げた内容を款項区分ごとに整理したものでございます。

以上で内容の説明を終わりますので、承認方よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） ちょっと気のついた点、7ページの委託料の消防設備だとか地下貯蔵タンク、それと9ページのデイサービスのやっぱり消防だとか、貯蔵タンクの委託料の関係の専決ですけれども、これは極端に言うと4月に契約して6月、9月、12月、3月まで含めて定例会で減額できるようなものでないかと。精査が遅いのではないかなというような形で、一般会計にはこんなの全然ほとんどないということで、今後注意されたいのではないかとということだけ一言申し上げておきます。

○議長（鹿中順一君） 特養主幹。

○特養主幹（清野敏幸君） ただいま谷川議員のほうからご指摘のありました委託料の関係の精査なのでございますが、今年度以降気をつけて補正を行いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

昼食休憩とします。

休憩 午後 12 時 04 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

◎承認第 6 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました承認第 6 号 専決処分第 8 号（平成 23 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について）説明申し上げます。

専決の理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり歳入では、歳出の事業完了精査に伴う一般会計繰入金の減額のほか、使用料及び手数料の確定により追加するもので、歳出では各施設の管理経費及び事業についての完了精査によるものです。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算をそれぞれ 830 万 3,000 円を減額し、最終の予算総額を 3 億 8,104 万 2,000 円とするものです。

それでは、補正の内容について説明いたしますので、歳出の 6 ページ、7 ページをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、総務管理経費の 8 万 4,000 円の減額は、消費税について平成 22 年度支払消費税及び平成 23 年度消費税

中間納付によるものです。水洗便所等改造資金利子補給につきましては、貸付対象者がいなかったために6万3,000円減額するものです。

款2特環下水道費、項1施設管理費、目1管渠管理費、管渠管理経費の124万1,000円の減額は、需用費の修繕、委託料の污水管・公共枡清掃業務、工事請負費の公共污水枡設置工事などが当初予定していた数量を下回ったものによるものです。マンホール内ポンプ管理経費の46万3,000円の減額は、事業の完了精査によるものです。

続きまして、8ページ、9ページをお開きください。目2処理場管理費、処理場管理費の417万6,000円の減額は事業の完了精査に伴うもので、下水道管理センター維持管理業務が320万2,000円の減額で、下水道汚泥処分業務委託は、汚泥量の確定により12万8,000円を減額するものです。項2下水道整備費、目1下水道整備費、管渠等施設整備事業（補助）の5万7,000円の減額は事業精査によるものです。

款3個別排水費、項1個別排水管理費、目1個別排水管理費、個別排水管理経費については、浄化槽の管理等の完了精査により需用費、役務費、委託料合わせて89万7,000円を減額するものです。

続いて、10ページ、11ページをお開きください。款4集落排水費、項1集落排水管理費、目1集落排水管理費、管渠管理経費及びマンホール内ポンプ管理経費については事業の実施がなかったことにより、それぞれ50万円、26万8,000円を減額するものです。処理場管理経費については、事業の完了精査により55万4,000円を減額するものです。

歳入に戻っていただき、4ページ、5ページをお開きください。款2使用料及び手数料、項2手数料、目1下水道手数料、目2個別排水手数料、下水道手数料、個別排水手数料は、排水設備検査手数料でそれぞれ6,000円、1,000円の追加補正を行うものです。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、一般会計繰入金は、歳出の精査確定に伴い831万円を減額するものです。

最初の条文に戻っていただき、第1条第2項の第1表につきましては、ただいま説明しましたものを款項区分に整理したものです。

以上、説明申し上げましたので、ご承認よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第27号

○議長（鹿中順一君） 日程第12、議案第27号 津別町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

伊藤住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤 泰広君） それでは、ただいま上程になりました議案第27号 津別町税条例の一部を改正する条例の制定についての内容を説明させていただきます。

別途配付しております説明資料をお開きください。1ページ目と2ページ目、今回の改正内容として記載させていただきましたが、一部要約しながら説明しますので、その点ご了承ください。まず、今回の改正の根拠となりますが、地方税法が昨年12月と本年3月に改正、公布されまして、関連の省令・政令等も改正されましたことから本町の税条例においても一部改正が必要になったところであります。その点を根拠としております。地方税法の改正では、福島県の避難指示の継続に伴う支援、それ

からエコカー減税等ほかの改正等も行っておりますが、それらの説明は省略させていただきます。今回本町の税条例の改正についてのみ説明させていただきます。

実際の改正内容、まず個人町民税ですが、ここに記載のとおり公的年金等支給者、つまり支払いする側が所得税の源泉徴収をするにあたって年金受給者からの寡婦控除の申告を受けて行うことになりました。そのため改めて町への寡婦控除の申告が不要になります。平成 25 年分、来年の年金支給の源泉徴収から適用になりますので、町民税につきましては平成 26 年度の課税分から適用となりますので、平成 26 年 1 月 1 日施行というふうになります。

次に②の固定資産税ですが、(1)の新たに導入されました地域決定型地方税特例措置、通称「わがまち特例」と言われる改正です。これは、おとし、平成 22 年 10 月に閣議決定されました税制改正大綱を受けまして総務省の地域の自主性、自立性を高める地方税制度研究会というものができまして、その答申に基づきまして今回新たに地方公共団体の自主性を重視する制度として地方税法が改正になったところです。内容的には課税特例、固定資産税の課税特例っていろいろあるのですが、その中で法で定める範囲において地方公共団体が、その課税特例等の内容を条例で定めることができるということです。今回の法改正では、固定資産税の償却資産について二つの特例措置が対象として規定されております。一つは、この点として書いてあるのですが、下水道の除害施設に係る課税特例で、下水道に施設をつなげる際に直接排水しては負荷が大きくかかるというふうに考えられるものについては、法的に定めて一定の施設について先に公害防止用の設置が義務付けられているところでありまして、この施設については、本年の 3 月分の設置までは特例としまして、課税標準が 4 分の 3 として課税されていたのですが、今回の改正によりまして 4 月以降の設置については課税特例の適用期限が 3 年間延長して上で、3 分の 2 以上、6 分の 5 以内で市町村が条例で定めることができるというふうになりました。本町におきましては、現在特例措置の適用になる施設償却資産はありませんが、特にこの率を変える要素というものがありませんので、現行の率 4 分の 3 を基本としてそのまま条例化しようとするものです。

もう一つ「わがまち特例」とされたものは次の点のところなのですが、雨水貯留浸透施設というものに係る課税特例で、これは平成 15 年に法制化されましたが、河川へ

雨水の流出量を調整するための施設に係る特例措置です。下水道の除害施設のように本年4月以降に設置されたものについて3年間期限延長をされました。それで課税標準、これまで3分の2としていたものを2分の1から6分の5以内で市町村が条例で定めることとなりました。これは、いわゆるゲリラ豪雨の対策ともいえる施設なのですが、本町で現在対象となる施設はなく、今後もちよっと設置の可能性も低いのですが、それらも勘案しまして現行の3分の2のまま条例化しようとしているものです。

次、資料の2ページになりますが、(2)の固定資産税の特例措置の延長の関係です。これは土地の課税に係る特例措置で二つの取り扱いについて延長となるものです。一つは、類似地区の課税標準に著しい不均衡が生じた際、つまり著しい下落が生じた場合に想定しているのですが、その際には当該地区の課税標準を一定の基準で修正することができるというものです。これは、評価替え後の初年度以外の年度、つまり前回でしたら平成21年度に評価替えしまして22年度、23年度が適用になりました。今回は、昨年評価替えしまして今年が評価替えの初年度となりますので、来年25年度と26年度に適用されるものです。前回も適用となりませんでした。今回、今後適用となる可能性があるため今回負担調整措置の延長として条例改正しようとするものです。

もう一つが、土地の課税の負担調整措置というものの延長です。これは、評価替えの際に一定基準以上の価格上昇が見られた際、急な上昇を避けるということでの措置で、商業地、住宅地、農地などを適用としていました。今回の評価替えについても延長となるわけですが、実は住宅地については平成26年度までで廃止ということで法改正となっております。本町においては、前回、今回も含めまして評価替えで評価が上昇するものがないため、新たな制度延長の影響は受けるものは今のところないところでは。

続きまして、(3)になりますが、さらに固定資産税については二つの条文追加による改正というのがあります。一つが公益法人制度改革の一環として一時的に発生するのですが、「特定移行一般社団法人」という名前の団体に対する固定資産税の減免措置の手続きの条例化です。これについては条文追加となりますが、本町に今のところ該当する施設はありません。

もう一つは、東日本大震災に係る被災住宅用地の買い替えに係る特例です。これは、

被災者が災害に遭った際の家屋、土地、償却資産等を代替として取得した場合、課税の特例となるのですが、その分の追加です。現在町内で適用が想定はされませんが、被災者が津別のほうに転入してきた場合、転入して土地等を取得した場合などは該当する見込みがあります。そういう意味で今回追加させていただきます。

あと、③になります、その他税目としまして、特別土地保有税の特例措置の延長がありますが、これは固定資産税の課税標準を使っているところで、それと同じような同様な措置ということになります。これについては、現在特別土地保有税自体が津別町で課税しているものではありません。

また、その他法の改正に伴い条文の整備が数多くありますが、すべてにつきましては24年度の町税からの適用という、ほとんど読みかえ規定なのですが、そういう形となります。

それでは、3ページ目から新旧対照表になります。改正条文の説明をさせていただきますと思います。3ページの第36条の2の改正ですが、これは寡婦控除の申告が必要でなくなるということで、改正前の寡婦（寡夫）の控除額の分を削る形になります。

続きまして、4ページのほうです。第54条の第7項です。これは、法の改正による条文整理という形になります。同じページの附則、改正後になりますが、附則第10条の2につきましては、さきに説明した償却資産のわがまち特例の分で、第1項が下水道を除害させるのに係る規定です。第2項が浸水貯留浸透施設に関する規定になります。附則の第10条の3は、これは第10条の2が入るために条文の条が変更になります。

次、5ページになります。5ページにかかります第7項と第8項については、法改正に係る条文整理になります。同じ5ページの附則第11条、真ん中辺になりますが、これも法改正に係る条文整理という形になります。続きまして、5ページの下段のほうです。第11条の2、この改定規定は、固定資産税の類似地区の不均衡是正、さっき言いました不均衡に係る是正、それに係る改正分です。

続きまして、6ページから8ページまでちょっと長いのですが、これにつきましては附則第12条から第13条となります。これは評価替えに伴う固定資産税の負担調整措置の延長に係る改正となります。

それで、7ページの真ん中に改正前第4項が削る形になるのですが、これが住宅用地の部分について削ることとなりますので、その後5項、6項については繰り上がるという形になります。

続きまして、8ページの下段から9ページになりますが、これは固定資産税と同様に特別土地保有税の課税の特例について延長となる措置であります。

続きまして、9ページから10ページにかけてなのですが附則第21条の2、これは先ほど言いました特定移行一般社団法人に手続きに係る規定の追加という形になります。

続きまして、10ページの後段から11ページになります。附則第22条の2については、これは東日本大震災に係る代替取得の特例措置に関する規定です。一部国民健康保険税の条例の改正の追加にもなるのですが、土地の取得に関するものの特例措置もこの中に入った形になっております。

続きまして、11ページから12ページにかかりましての第23条及び同条の第2項の追加につきましては、これも法改正に係る条文整理ですが、大震災に係る経過措置の延長に係る法改正の条文ということで改正となるものです。

それでは、条文のほうに戻っていただきたいのですが、条文につきましては、今新旧対照表で説明したものを条文化したものですので、説明は省略させていただきます。めくりまして、2枚めくりまして附則のほう、今回の改正附則についてごらんください。まず、この附則につきましては、条立てとさせていただきますが、第1条が施行日の規定です。施行は公布日としますが、法律施行日との空白、法律のほうは4月1日なものですから、それを埋めるために適用日を24年4月1日と定めるものです。ただし書きについては、条例の第36条の2のただし書きですから寡婦控除の申告義務です。なくなる点については、26年の1月1日から施行するというものです。

第2条については、町民税に関する経過措置です。第1項で、寡婦控除の申告義務は平成26年度から適用になりますということです。第2項で附則第23条の改正規定、つまり大震災関連の経過措置に係る法改正についての条例改正部分は、すべて平成24年度の町民税から適用になるという形の条文になります。

続きまして第3条です。固定資産税の経過措置になります。まず、第1項が基本的

には、すべて平成24年度の固定資産税から適用になるということを規定していますが、第2項と第3項で、これはわがまち特例について本年4月以後に取得した分について平成25年度から適用になるということを条文化しているものです。第4項と第5項については、固定資産など評価替えに伴う負担調整についての住宅用地に係る分、これは3年間、平成26年度で廃止になるのですが、それまでの読みかえ規定という形になります。

以上、説明長くなりましたが、改正議案の内容を説明とさせていただきますので、原案についてご承認を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第27号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号

○議長（鹿中順一君） 日程第13、議案第28号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） ただいま上程となりました議案第 28 号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

さきの提案理由でも申し上げましたが、本議案につきましては、津別町国民健康保険運営協議会の答申に基づきまして、本年度の国民健康保険税の医療費分の税率などについて改めるとともに、地方税法の一部改正により附則に追加する項目があることから条例の一部を改正いたしたく、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

具体的な内容につきましては、説明資料に基づきご説明申し上げますので、説明資料の 13 ページをお開き願います。はじめに条例改正の趣旨についてですが、保険税率の見直しにつきましては、例年所得の確定する 5 月に前年などの医療費の推計から保険税必要額を算定し、税率見直しの必要性も含め国民健康保険運営協議会に諮問し、その協議結果の答申を受けて所管の委員会で協議を願い、5 月臨時議会に提案、審議をお願いをしております。

この間、保険税率につきましては、地方税法改正に伴い賦課限度額の引き上げは行ってきましたが、税率の改定につきましては、平成 20 年度に後期高齢者医療制度が導入をされたときの見直しや、平成 21 年度は応能割、応益割の割合を 50 対 50 に設定する見直しを行ってきましたが、負担増になる改定ではなく制度改正に伴う見直しであり、税額を確保するための見直しは平成 18 年度から行ってきておりません。

本年度につきましては、5 月 11 日に開催をいたしました国民健康保険運営協議会において慎重審議の上改正案の答申を受けましたので、この結果に沿い、国民健康保険税条例の一部改正をお願いするものでございます。

2 として、今回国民健康保険運営協議会で協議をいただいた税率を見直しを行う背景についてであります。 (1) では医療費が増高傾向にあるということです。これは後ほど資料をもとに説明をいたしますが、平成 20 年度がここ数年では医療費が一番伸びた年ですが、それ以降 21 年、22 年と下がり傾向であったのが、平成 23 年度に伸びており、今後の医療費の伸びを踏まえた対応が必要になっているということが一つ目です。

二つ目に、国保基金が減少していることがあります。国保基金は、国保会計の運営

のため一定の水準額を確保していることが安定的運営につながるといわれており、その額は保険給付費の 25%程度といわれております。本町に当てはめると保険給付費は約 6 億円になりますので、この 25%、1 億 5,000 万円程度が適正といわれる保有高になります。この間、保険税必要額の調整として国保基金からの充当を行ってきておりますが、表 1 に基金の残高の推移を載せていますが、平成 23 年度末では 1 億円程度の残高となり、このまま税率等の見直しがなく医療費の伸びが続くようであれば 1、2 年で底をつく状況があります。

国保運営協議会では、これら主たる背景を踏まえながら、今後の安定的運営の確保と基金がなくなったときに急激な負担増にならないためにも平成 24 年度で保険税率の改正を行うべきとの答申をいただいたところであります。

次に、2 ページからの保険税率の改正に入る前に先に 18 ページをお開き願いたいと思います。18 ページは、先ほど見直しの背景として申し上げました医療費の増高傾向の要因などについて説明を申し上げたいと思います。まず、一人当たり医療給付費の推移についてですが、一般分の医療給付費で見ていきます。国保の中には、一般分と退職者医療がありますが、退職者医療につきましては会社などに長く勤めていた方が退職後に国保に加入をしますが、ほかの国保加入者とは別に区分をし、その財源は退職被保険者の保険税と会社の健康保険などから拠出をされた交付金で賄われ、退職者の医療費が直接国保の保険税に影響を及ぼすものでないことから、ここでは一般分のみの算出をしております。平成 20 年度の実績欄をごらんいただきたいと思います。一人当たりの療養給付費が 25 万 7,870 円、療養費が 1,929 円、高額療養費が 2 万 5,781 円、合計で 28 万 5,580 円になります。平成 21 年度は、合計欄になりますが 27 万 5,632 円で前年度対比ではマイナス 3.5%、平成 22 年度は、合計で 26 万 5,994 円で前年度対比マイナス 3.5%です。しかし、平成 23 年度は、前年度比 6.8%増の 28 万 3,969 円となり、平成 20 年度並みに医療費が伸びたこととなります。

この要因につきましては、下に記載をしておりますが、まず、21 年度が 20 年度に比較して減少した理由につきましては、65 歳未満のがん患者の方が亡くなられたことが減少の大きな要因であります。22 年度につきましては、高額医療費でかかっていた方の医療費が減少したことが上げられます。平成 23 年度が増になったのは、月 50 万以

上の医療費がかかった件数を分析をしてみました。この件数は1年間で190件で、総医療費では1億7,600万円となり、その医療費の43%は、がん疾病による医療費で、その医療費が国保の全体医療費の増減に大きな要因を占めていることがわかりました。また、ここに記載をしておりますが、DPC制度と言って脳腫瘍や脳梗塞などが発見された方が、高度医療を行っている医療機関、北見でいきましたら日赤だとか道東脳外、小林病院などが、そういった指定の病院になりますが、ほかにも旭川、札幌の病院に受診をされている方もいますが、この制度、短期間の入院治療で、高度医療を提供して定額制と出来高が合わさった医療制度で最高の方では月340万円の医療費になる患者さんもおりました。この患者数が増えたということも要因の一つであります。また、人工透析の患者さん月45万円ぐらいの費用がかかっておりますが、社会保険から国保に移ってきた方も3人ぐらいいたということも増の要因に上げられます。

その上で、平成24年度の医療費推計をどう見ていくかということになりますが、先ほど説明をいたしましたDPCの医療制度を受けられる方、今後も増えていくというふうに考えております。しかし、この治療は、先ほど申しましたとおりいずれも短期間の入院で高度医療を行い在宅に戻していく、そういうことでありますので、人工透析治療のように今後も継続して医療費が高額になるということではないので、ここ数年で高い伸びにとなった23年度ベースに医療費を推計したところで、上の表であります。一人当たり療養給付費では28万4,000円で、この額をもとに保険給付費を再計算をして国保運営協議会にも協議をお願いしたところであります。

次の19ページをごらんください。今申しあげました月50万以上かかっていた医療費の方を抽出をして分析をした内容です。先ほど申しましたとおり190件、実数では104人になりますが、かかった医療費の43%が、がんの疾病ということであります。③では、上位10人の疾病と医療費を出してみました。第1位は、神経難病の方で年間1,194万円の医療費がかかって、7割を国保の医療給付費で、あとは高額療養費で支払いをします。ほとんどは国保で支給することになります。以下、ごらんのとおりに見いきますと2位は肺がんの方で804万円の医療費、3位は大腸がんということで上位10人のうち半数はがんの疾病ということで、次の(2)の分析にも記載をしておりますが、がん患者の数が国保医療費の引き上げの要因になっているということでご

理解をお願いしたいというふうに思います。

町としては、がんの発症を抑えるということは難しいですが、②で記載をしておりますが、早期発見をして早期治療をするということは可能なことだというふうに考え、今まで実施をしております胃がんや肺がん、子宮がん、乳がん、こういった集団検診の受診を進めていきたいというふうに考えてます。現実はこの検診というか今までのがんの部分では 68%の人が、がん健診を受けることで早期発見が可能であったというふうに思われますし、集団検診を受診した方のうち、3名については早期がんだったため 60 万以下の医療費で抑えられたという例もございました。最高上位 10 人の 2 位の方は肺がんで 804 万円かかっていることから、がん検診の重要性について改めて分析を進めることで感じたところであります。がん検診の受診率を高めることが、町民の健康を守るとともに国保の医療費の伸びを抑えることにもつながることで、これからも受診者増に向けた取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

次の 20 ページをお開き願います。この表は、オホーツク管内 18 市町村の平成 22 年度、23 年度の保険税率の一覧表です。津別町は太枠にしております。23 年度改正を行った市町村は 8 市町村あります。今年度改正を予定しているのは、まだオホーツク振興局管内で集計中で公表はされておりませんが、近隣では大空町、小清水町、網走市というふうに聞いております。この表の下にオホーツク管内平均を出しておりますが、津別の 23 年度の率と比べていただいたらおわかりのとおり、いずれも率、金額とも管内平均以下の税率になっている現状であります。

次の 21 ページは、津別町の国保税率の推移を表しております。税率の引き上げによる改正は、平成 15 年、17 年、18 年と行っております。先ほど申し上げましたが、平成 20 年度は後期高齢者医療制度が始まったことにより、支援分の率が加わりましたが財源確保を目的とするものではなく、医療制度改革に伴う税率見直しを行っております。21 年度についても、医療分、支援分、介護分の率や金額の見直しを行っていますが、実質の引き上げにはなっていませんでした。また、この間は、地方税法改正に伴い賦課限度額の改正を行ってきており、15 年度は 1 万円増、18 年度も 1 万円増、19 年度は 3 万円増、20 年度も 3 万円増、21 年度は 1 万円増、22 年度は 4 万円増、23 年度も 4 万円増と限度額の改正は行ってきて、24 年度につきましては地方税法の改正はな

く、今年度は限度額は据え置かれるというふうに予定をしております。よって、財源確保を目的とする改正は平成 18 年度以来の改正となります。

次の 22 ページをごらん願いたいと思います。これは平成 22 年度の一人当たり療養諸費の全道順位を表している表でございます。津別町は四角枠で囲っておりますが、全道 86 位の高さになっております。オホーツク管内 18 市町村では上から 6 位の順位となっております。次の 23 ページは、保険税の 1 人当たり調定額の全道順位です。津別町は全道 109 位で、管内 18 市町村では 15 位と下位に位置している状況であります。

次の 24 ページをお開きください。保険税収納率の全道順位ですが、津別は全道 6 位、管内のトップという収納率で、平成 23 年度においても 4 月末の数字ですが 99.36% となっているところであります。

以上、医療費の動向や過去の改正の経緯などについてご説明申し上げましたが、次の 14 ページのほうにお戻り願いたいと思います。5 月 11 日開催をされました国保運営協議会では、これらの状況を踏まえながら、平成 24 年度の税率改正について慎重審議をいただき、3 の改正案の答申をいただいたところであります。経緯といたしましては、現行税率で計算したケースのほかに 4 通りの改正案について協議し、最終的には急激な負担増を抑えるため、(1) の改正案になったところであります。改正案は医療分の所得割 4.3% を 1% 増の 5.3% に。均等割、これは人数分になりますが、現行 2 万 3,200 円を 1,000 円増の 2 万 4,200 円に。平等割、これは世帯分になりますが 2 万 1,200 円を 500 円増の 2 万 1,700 円に改正しようとするものです。

この改正により必要とする保険税がどのくらい確保できるのかというのが (2) の表で表しております。必要とする保険税額は、はじめに申し上げました一人当たり医療給付費から算出をして、医療分、支援分、介護分、合わせまして 2 億 540 万円が保険税として必要となる額であります。今年は所得が上がっているものの、現行税率で計算をしますと収納率 98% で計算をしておりますが、収納予定額 B の欄になりますが、この計が約 1 億 6,000 万円、約 4,500 万円不足となります。改正税率で計算をしますと 1 億 7,000 万円となり、それでも約 3,500 万円が不足となっております。この不足分につきましては、国保基金から充当することになります。

それでは、どのくらい負担増になるかといえ、(3) の改正に伴う世帯の状況をご

らんください。①一般分の被保険者 1,861 人、世帯数は 965 世帯です。このうち特定世帯 149 世帯を括弧書きしておりますが、特定世帯とは同一世帯の中に国保の被保険者と 75 歳以上の後期高齢者医療制度の対象がいる世帯で、特定世帯の場合は平等割が 2 分の 1 になります。次の低所得者軽減であります 7 割、5 割、2 割の軽減を受けている世帯は合計で 533 世帯になり、右側に備考欄に記載をしておりますが、全世帯の 55%が軽減世帯という状況になっております。軽減世帯につきましては、現行税率、改正案税率と比較しても同じ世帯数となります。次の限度額世帯は、現行では 57 世帯、これが改正案では 11 世帯増えて 68 世帯になります。世帯当たりの平均保険税は現行で合計になりますが 18 万 9,402 円、改正案では 19 万 9,683 円と、5.4%増の引き上げになります。また、その下の一人当たり平均保険税では、合計で 10 万 5,336 円が 11 万 667 円と 5,331 円増の 5.1%増となります。

15 ページの②退職分につきましては、人数で 146 人、世帯が 71 世帯、うち軽減世帯は 29 世帯で、退職者の中には限度額世帯はおりません。退職者分については世帯当たりでは率になりますが 7.3%増、一人当たり保険税では 6.9%の増となります。③の合計欄は、一般分と退職者分を合わせた表になっておりますが、被保険者数 2,007 人、1,036 世帯、軽減世帯では 562 世帯、限度額世帯は改正案で 68 世帯となり、世帯当たり平均保険税で見ますと 5.6%増、一人当たり平均保険税で見ますと 5.2%の引き上げとなります。

次に、16 ページ、17 ページをお開き願いたいと思います。この表は具体的にこの改正案でいきますと所得階層別には、それぞれどのくらいの負担になるのかを表しております。16 ページには、医療分と支援分を合計をした年額の保険税額を記載をし、17 ページは介護分を記載をしておりますが、介護分につきましては、40 歳から 65 歳未満の方が世帯にいる場合にこの介護分が加算をされることとなります。今回改正をいたしますのは医療分のみになりますので 16 ページでご説明をいたします。この表は、所得階層別にモデルケースとして改正案による負担額を表したもので、表の一番上に収入額がありますが、例えば左端の収入額ゼロの人で見た場合、当然所得もゼロになり、固定資産税は課税されていないという前提のもと、所得がないので 7 割軽減を受ける世帯になります。人員は 1 人ということで、この場合の保険税額は現行で見た場合、

医療分と支援分で年額1万6,600円、改正案では1万7,000円となり年額で400円の負担増となります。また、一つ飛んで収入額98万円の人の欄で見えていきますが、65万円の基礎控除を引いて所得額は33万円になります。この方も7割軽減の対象者となり、固定資産税1万6,500円が課税をされ、家族人員は2人ですと想定した場合、現行税率では3万1,600円になり、改正案では3万2,300円で年額700円の増となります。次に、収入額240万円の欄をごらんいただきたいと思いますが、240万円の方、所得額では150万円になり、この場合は軽減の対象から外れます。固定資産税3万200円が課税をされ、家族2人の方、現行では15万8,600円が改正案で算出をしますと17万2,800円と年額1万4,200円の増となります。以下、同様に収入額をもとにそれぞれの負担額をごらんいただきたいと思います。

以上が、改正案の概要についての説明であります。

次に、25ページをお開き願いたいと思います。ただ今概要で申し上げました保険税率について、保険税条例の新旧対照表を使って説明を申し上げたいと思います。まず第3条につきましては、医療分の所得割をうたっていますが、改正前100分の4.3が改正後100分の5.3になります。

次の第5条は被保険者均等割額で、改正前2万3,200円が改正後2万4,200円となります。第5条の2では世帯別平等割額をうたっており、1号では特定世帯以外の世帯、改正前2万1,200円を改正後2万1,700円に。2号の特定世帯は半額になりますので、改正前1万600円が改正後1万850円に改正となります。

次の第23条は軽減額をうたっており、26ページをお開き願います。26ページの1号の部分では、所得額33万円以下の世帯で7割軽減をうたっており、アでは均等割額の7割軽減額で、改正前1万6,240円が改正後1万6,940円になります。イでは平等割額の7割軽減額で、特定世帯以外の世帯は1万4,840円が改正後1万5,190円に、特定世帯は、7,420円が、改正後7,595円に改正しようとするものです。同様に2号は5割軽減額をうたっており、改正前では均等割額の5割軽減額は1万1,600円、平等割の特定世帯以外は1万600円、特定世帯は5,300円を、改正後ではそれぞれ1万2,100円、1万850円、5,425円に改正をするものです。27ページの3号は、2割軽減額をうたっております。改正前均等割額4,640円、特定世帯以外4,240円、特定世帯は2,120

円を、改正後ではそれぞれ 4,840 円、4,340 円、2,170 円に改正しようとするものです。

また、附則では、地方税法の改正に伴い新たに 16 項を追加し、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について追加をするものであります。

それでは、議案のほうに戻っていただきたいと思います。ただいま概要で説明を申し上げました部分について条文としてこのように改正を行います。附則において、この条例は公布の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用をするものです。2 項は、改正後の規定について、平成 24 年度以後の国民健康保険税について適用し、23 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご審議の上、ご承認賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 28 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 29 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 29 号 津別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課主幹。

○総務課主幹（竹俣信行君） ただいま上程となりました議案第 29 号 津別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての内容のご説明をさせていただきます。資料につきましては 28 ページ、29 ページに新旧対照表を添付させていただいております。改正の理由につきましては、さきに提案理由でご説明いたしましたが、民法などの一部改正により法人が未成年者の後見人になることができるようになり、このため自己、自分という意味でありますけれども、自己に関する個人情報の開示の請求、訂正の請求、是正に申し出に際しての法定代理人に関する箇所について法人を想定する改正が必要となりました。

改正の内容につきましては、新旧対照表をごらんいただきたいと思いますけれども、条例第 15 条、開示請求の方法、第 22 条、訂正請求の方法、第 24 条、是正の申し出等、それぞれの条項中、氏名及び住所の次に「(法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者の氏名)」を加えるものであります。

条項に戻っていただきたいと思いますけれども、最後に附則といたしまして、この施行月日は公布の日といたします。

以上、ご説明をさせていただきましたので、原案についてご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 29 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 30 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 30 号 契約の締結について（中央監視装置機器更新工事）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 30 号 契約の締結につきまして内容のご説明を申し上げます。

さきほどの提案理由にもありましたが、本件につきましては、町内の各水道施設の集中監視を行うもので、異常があれば通報が入り、データの収集や帳票類の作成も行うものであります。5月21日、総務課管財グループにおいて、指名競争入札を行いまして、その結果に基づく契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。1といたしまして、工事の名称は中央監視装置機器更新工事であります。2建設の場所は、津別町字達美。これは既存の機器が下水道管理センター内にあることから、機器の設置をするものであります。

工事の概要につきましては、お手元の説明資料で説明したいと思いますので30ページをごらんいただきたいと思っております。工期につきましては、契約の日から平成25年1月20日までとしております。工事の概要につきましては、1として、オペレーターズコンソール、中央監視装置本体、ハードディスク・バックアップ用となっております。モニタは22インチのワイドモニタとなっております。オペレーターキーボード、キーボードは各施設ごとに表示が出るようになっております。UPS無停電電源装置となっております。外付きDVD-RAM、日報、月報等を長期的に保存できるものとなっております。DHWケーブルは2か所見えております。2としてカラーレーザープリンタ、システム移行により設置しております。3として、入出力制御装置、現場から

の信号をコントロールする装置です。4として周辺機器、HUB、プリンタ等に信号を送る装置でLANケーブルと2か所見ております。5としてソフト制作費、バージョン更新により既存が使用できませんので、既存をもとに再設計、再構築を行います。6として入出力装置基盤更新、基盤の形式で記載のすべてを更新いたします。7として、労務費（撤去・据え付け費）、試運転調整費、産廃処理費を計上しております。

議案に戻っていただき3として契約の方法につきましては、道内業者による指名競争入札を行っております。4契約の金額につきましては、4,987万5,000円でうち消費税及び地方消費税額は237万5,000円であります。5契約の相手方は、札幌市北区北18条西5丁目1番12号、北海日立電線機販株式会社 代表取締役 高松健治と契約を行うものです。

以上、議案第30号の内容をご説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第30号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号

○議長（鹿中順一君） 日程第16、議案第31号 財産の処分について（町有林立木）を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第31号 財産の処分につきまして内容のご説明を申し上げます。

さきの提案理由にありましたとおり、平成21年度を始期とする第12次の町有林施業計画における主伐計画に基づきまして、今年度の事業といたしまして、木樋町有林において5.3ヘクタールの皆伐を計画し、先般5月16日に指名競争入札を執行したところでありまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

売却する財産につきましては町有林立木で、場所につきましては、木樋117番地1、町有林施業計画9林班10小班で、売却財産の種類及び数量の内容につきましては、議案書裏面になりますけれども、こちらに記載のとおりカラマツ立木2,145.124立方メートル、雑木の立木124.362立方メートル、総計で2,269.486立方メートルでございます。

議案書に戻っていただきまして、売却金額は、1,155万円、うち消費税及び地方消費税額は55万円であります。売却の相手方ではありますが、網走郡津別町字達美148番地5、国安産業株式会社 代表取締役 国安直子であります。

なお、売却物件の搬出期限につきましては、搬出後の地ごしらえの関係から10月15日までといたしており、来年春に造林を計画しております。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 31 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 32 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 32 号 平成 24 年度津別町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

横山住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（横山 智君） ただいま上程となりました議案第 32 号 平成 24 年度津別町一般会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

それでは各条項をごらんいただきたいと思います。第 1 条につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ 718 万 3,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 46 億 5,518 万 3,000 円とするものであります。今回の補正につきましては、提案理由で申し上げたとおり児童手当法が改正され、本年 4 月 1 日より施行されたことに伴い職員手当及び扶助費の補正、並びに認定こども園整備予定地の用地確定測量業務の補正を主なものとして歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。特にこども手当の補正につきましては、予算編成時に法改正の動きもありましたが、その時点では子どものための手当てという案だったこと。また、新年度予算で支給、支払いされる手当には、2 か月分の子ども手当がいずれにしても含まれていることから子ども手当として計上したところですが、今回の改正により 10 か月分の子ども手当を児童手当に組みかえ補正をするものであります。また、職員の給料、職員手当等については、地方自治法第 220 条第 2 項、ただし書きの規定に基づき新年度予算の第 5 条により同一款内での流用は認められているところですが、今回の児童手当の補正につきましては、人事異動により異なった款への移動、さらには特別会計からの移動もあったことから 6 月の支出

事務のため補正するものであり、特別会計については流用により対応するものであります。なお、その他4月の人事異動による一般会計の特別手当を除いた人件費及び特別会計の児童手当を含めた人件費につきましては、6月定例会で補正をお願いする予定ですので、よろしくお願いいたします。

第2項の第1表につきましては、後ほど説明させていただきます。

それでは、先ほど説明しました給与費の職員手当等を除き、歳出の主なものを説明いたします。

10 ページから 11 ページをお開きください。民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、児童手当等扶助費は、町受給者分の児童手当 5,871 万円の増額補正、次の子ども手当等扶助費は、子ども手当 5,871 万円の減額補正をお願いするものです。次の認定こども園整備事業、9 節旅費については、道との協議のため 11 万 2,000 円。13 節委託料は整備予定地の用地確定測量として 695 万 1,000 円の増額補正をそれぞれお願いするものです。

それでは、歳入にお戻りください。4 ページから 5 ページをお開き願います。国庫支出金、道支出金につきましては、子ども手当、児童手当の組みかえが主なものです。国庫負担金の 6 万円の増額補正は、本年 3 月に平成 23 年度予算でも補正をお願いした子ども手当の施設入所分であります。

次の繰入金、基金繰入金、基金繰入金、財政調整基金 712 万 3,000 円は、一般財源分として増額補正をお願いするものです。

それでは、条文にお戻りください。第2項の第1表につきましては、ただ今歳出歳入で説明いたしました内容をそれぞれ補正し、第1条の条項どおりにするものです。

以上、説明いたしましたのでよろしくご承認をお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8 番、山内彬君。

○8 番（山内 彬君） 11 ページの歳出のほう、確認をしたいと思っておりますけれども、認定こども園の丸玉さんから買う予定地につきまして、何か残土を盛って整地をしているようでもありますけれども、この点について何か町のほうに丸玉さんのほうから話があったのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） これにつきましては、3月の全員協議会のときにも触れておりましたけれども、この辺につきましては、底の低い所に残土を入れて整地をするという話は丸玉さんからありました。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 丸玉さんから話があったというふうに今お答えをいただいたわけですが、どうい理由で残土を入れて整地をするのか話があったのかどうか。かつ、盛る厚さをもう杭を打って出しておりますけれども、かなり盛らさるような形になるかというふうに見ているところです。町が買うということで、今後町が建設にあたって、あの上に盛られると下が非常に地盤が悪いということが想定されますので、恐らく盛った土砂について、またどこかへ移動しなければならないということは、町がこの後造成費に余分な金がかかるのではないかと、そういうふう考えられますけど、そのあたりについてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 丸玉さんからお話を伺っております。まして、これは昨年の段階でもちょっとお話しを申し上げたかというぐあいには思いますけれども、当然かなり低く今なっております、この段階では一定のことは整地をさせていただきますよという話は、昨年の段階からもこれをさせていただきました。ただ、どれだけ盛るかという部分が間違いなくあったかというぐあいには思います。私のほうで聞いているのは、丸玉産業としては、当時の引っ込んだままでは町のほうにはお渡しをするということではなくて一定のことは整地しますよということでの範疇の中で今進められているというぐあいには聞いているところでございます。そしてなお、高さ等の関係の部分についても国道からずっと向こう側下がってっております。国道の高さにしますと今より相当また盛るということになってまいりますので、そこまでは盛っていかないというようなことでございます。そういうようなことで、お話を伺いながら一定の状況の中であの残土を、残土といいますか持ってきたものを今入れていただいたというぐあいには今考えているところでございます。現地も含めて実際の工事になったときには、少しそれぞれの動かし方は土を動かすことは当然あるかというぐあいには思い

ますけれども、相当入れなければならなかった部分で言えば、丸玉さんのああいう結果としてそんなに金額的にはかからないで今のところ済んでるんでいるのではないかなというぐあいに思っているところでございます。

ただ、青木さん側の部分が、これはやっぱり今の状況を見ていても青木さんの部分だけがずっと下になっておりまして、隣の石橋さんやそうい所については、当然盛土をしながら今の店舗等を建てているというようなことで、国道と同じような高さにもってくれば、本当に青木さんの所が何というか陥没してしまうような状況になると。こういうことについては、青木さんとのお話等もございますので、それらの部分については施工の段階含めてどういう形で整理するかについては、検討させてもらいたいなというぐあいには思っているところでございます。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 私が聞いているのは、高さの問題というよりは、御存じのとおりあそこは非常に地盤が悪いのは御存じかと思います。何か土壌分析をして、有害な薬品があるかどうか確認をしたいという話もちよっと聞いておりまして、先のあそこを凍結深度まで土を置きかえるとすれば、上にあげた土を当然どこかに移動しなければ当然地盤の改良というのはできないのではないかと。ということは、上に盛った分が、なんぼ上に盛っても下に悪い土砂があるということは、そういうことが懸念されるということから、上に盛った部分というのは余計にお金がかかるのではないかと。当然恐らくなるであろうということは経験上わかるわけです。

例えば、土壌分析をして有害なものが出たといったら、あそこ全部置きかえるというふうになれば上にかけた土については、またどこかへ移動しなきゃならないと。余計に金がかかると。相当量を運んでおられるようなので、そこらあたり町が考えて話があったときにただ「はい」という返事をしたのかどうかお伺いしたいのと、あの残土というのはどちらから持ってこられたものなのか、あわせてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） 土壌分析につきまして、委員会のほうでお話ししておりますが、基本的に私どもとしましては丸玉さんのほうでは、法律に触れるよう

な土壌汚染はないと考えております。ただ、やはり町長は子どものための安心、安全のため念を押して丸玉産業さんをお願いして土壌分析のお願いをしているというふうに考えております。そして、まだ実際打ち合わせ中というお話を聞いてございますが、被覆というか土をかぶせる場合は、特にその部分については、土壌調査をしなくてもいいのじゃないだろうかというお話を聞いております。ただ、そこにかぶせる土の分析は必要になってくるのかもしれないけれども、土壌汚染対策防止法からいきまして、特にそれはどこまで掘り進んで土壌分析しなさいという部分は、最大 50 センチというふうになってございますので、その部分では覆土をすれば特に問題はないのだろうという話を聞いてございます。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 土壌の分析で今主幹のほうからお話をさせていただきました。土地の問題であります。軟弱というような、ちょっとそういうお話がございました。ちょっと私どものほうの認識としては、そういう部分にはちょっととらえてございません。それはなぜかといいますと、あそこに今回用地取得でお願いをしている所でいけば 7,000 平方メートルにもなりますので、あの工場があそこにできていた。基礎的には私どもには 60 センチというぐあい聞いておりますけれども、そういう建物がずっと出てきて、何十年間そこにあったというような状況でございます。そういうところを含めて言えば、あそこの私も専門家では当然ありませんけれども、客観的に見てあそこの土壌な軟弱で例えばそういう建物に耐えられないとか、それから土を入れかえをしなきゃならないとか、そういうようなことではないというぐあいに判断をいたしております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ちょっと記憶にあれなのですけれども、私言ったつもりでいたのですけれども、3月だと思えますけれども、今サンマルコさんが工場を新たに建設しておりますので、そこの残土の土が極めていいということで、それを使うというお話は聞いておりました。そのまま引き渡すということではなくて壊すのは壊して、そしてそれなりのどの程度まで盛るのかというのは、具体的なお話は聞いておりませんが、一定の整地をして売るときには渡すというお話でしたので、それに今丸

玉さんの土地ですので、今もちろんそうですので、そのやり方としてそういう所から分けていただいて町に渡すのに準備をしているという認識でいます。

ですから、それはもしあそこで今どれぐらいの立米数が運ばれているのか定かではありませんけれども、そこに必要のない部分は、当然丸玉さんが植樹をする所だとか、そういった所にお使いになるのだらうというふうに思いますので、一定の整地をして土を使って町のほうに渡すというふうに聞いておりますので、その行為が今されているということだと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 32 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 4 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、報告第 4 号 例月出納検査についてを議題とします。

監査委員から平成 23 年度 2 月分、3 月分の例月出納検査について報告書が提出されたので、本臨時会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣言

○議長（鹿中順一君）　これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 24 年第 2 回津別町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2 時 15 分）